

普通貯金および貯蓄貯金の ご利用の停止等に係る期間について

一定期間ご利用のない普通貯金口座、貯蓄貯金口座につきましては、不正に入手されたうえ犯罪に利用される事例が見受けられます。

このため、下記の期間、お客様によるご利用がない場合に、貯金取引を停止または貯金口座を解約させていただく場合があります。

記

○貯金取引を停止する場合

最終の預入れまたは払戻しから5年間利息決算以外入出金がない残高1千円未満の貯金口座につきましては、ご利用を停止させていただくことがあります。

○貯金取引を解約する場合

最終の預入れまたは払戻しから10年間利息決算以外入出金がない貯金口座(残高にかかわらず)につきましては、解約させていただくことがあります。

いま一度、長い間ご利用になっていない通帳・カード等がお手元にはないかご確認ください。

なお、貯金取引を停止された口座を改めてご利用されたい場合や、解約された貯金口座に残高があり払戻しをご希望される場合には、所定の手続きにより対応させていただきますので、窓口へお申出ください。

以上

* 詳細につきましては窓口へお問い合わせください。

秦野市農業協同組合